

令和 6 年 6 月 3 0 日

市立幼稚園閉園計画（第四幼稚園）

日野市教育委員会

1 幼稚園閉園計画の背景と経過

昭和 4 0 年代の幼児人口の急増期、私立幼稚園の収容人数を超えた幼児を受け入れるために私立幼稚園の補完的役割として公立幼稚園は設置されてきた。幼児人口は昭和 5 0 年の 1 6, 7 8 1 人をピークに減少に転じ、平成 9 年にはピーク時の半数程度の 8, 6 7 2 人となり、公立、私立幼稚園の双方が定員割れとなっていた。

教育委員会はこの状況を改善するため、条例により設置された日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会の答申（第 1 次答申：平成 1 0 年、第 2 次答申：平成 1 1 年）を基に平成 1 2 年に公立幼稚園の適正配置に関する基本方針を策定し、平成 1 4 年に第五、第六幼稚園を統合、平成 1 7 年に第一、第七幼稚園の統合を行った。

近年、共働き世帯の増加や家庭環境の多様化により子どもを長時間預けられる保育園等を希望する保護者の増加に伴って、公立幼稚園・私立幼稚園の定員割れの状況が拡大している。

このような状況の中で、前述の基本方針に定められた第三幼稚園と第四幼稚園の統合を平成 2 9 年 4 月に行い、更には令和 3 年 4 月に第五幼稚園と第四幼稚園の併合を行ったものの、公立幼稚園の欠員には未だに増加傾向が見られるため、公立幼稚園の適正配置の検討が必要となってきた。

教育委員会は令和 3 年 7 月に日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会に公立幼稚園の適正配置について諮問し、同年 1 1 月にその答申を得た。この答申を尊重し、教育委員会は、「答申を踏まえ、特に公立幼稚園の入園希望者数の減少や、集団性と協同性の芽生えを育む上での望ましい学級人数等の観点から、公立幼稚園の重要性を踏まえたとしても公立幼稚園の縮減はやむを得ないものとする。」「園舎の老朽化などを踏まえると、第四幼稚園を閉園することが妥当である。」と閉園に関する基本方針（修正素案）を策定した。本計画は、この方針に基づく閉園の基本的な事項を定めるものである。

2 目的

教育委員会が策定する「日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針（修正素案）」に基づき、閉園の基本的な事項を定めることを目的とする。

3 実施内容

第四幼稚園を閉園する。ただし、行き場のない子どもが生じないための方策を併せて実施する。

4 閉園実施日

令和8年（2026年）3月31日

5 第四幼稚園の園児募集

令和7年度（2025年度）入園児募集

（令和6年度（2024年度）11月実施）

- ・5歳児の園児募集あり。
- ・4歳児の園児募集あり（※）。

※5歳児クラスに進級する際に転園が必要となるため、転園に伴う支援策を実施する。また、特に特別な配慮を必要とする幼児に対しては、転園の際の負荷を考慮した支援策を講じる。

6 閉園に伴い実施する支援策

（1）閉園に伴い実施する支援策

基本方針にも示した通り、幼保小連携の更なる推進と多様性に応じた学びの充実を目的とした日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会（以下、「在り方検討委員会」という。）において、7回にわたる議論を重ね、報告書がとりまとめられた。これを踏まえ、第四幼稚園の閉園にあたっては、行き場のない子どもが生じないよう、以下の支援策を実施する。

①市内東側に保育所型認定こども園を設置

設置場所は「日野市立みさわ保育園」を候補とする。その上で、保育所型認定こども園が設置されるまでの間は、既に第四幼稚園のぶちっこ（未就園児の日）に通っている幼児等を対象に、同保育園において、東京都が実施する「多様な他者との関わりの機会の創出事業」等を活用して教育卒を確保する。

②市内東側に特別な配慮を必要とする幼児の相談機能を創設

まんがんじ児童館でエールが出張心理相談をできる体制を整備（令和8年度より開始予定）。

③私立幼稚園における特別な配慮を必要とする幼児受け入れ拡充のための支援

特別な配慮を要するお子さんを受け入れた場合で、東京都からの補助対象外となる年度途中の入園児については、市が単独で追加補助（令和6年度より開始）。

④就園相談機能（コンシェルジュ機能）の強化

幼稚園長経験者の幼児教育・保育アドバイザーを新たに学務課に一名配置して、個別の相談に対応（令和6年度より開始）。

⑤既に第四幼稚園のぷちっこ（未就園児の日）に通っている幼児等が通う園を確保するための移動支援等

- ・自家用車での送迎を許可するとともにガソリン代を支給（支給対象は自宅から公立（第二もしくは第七）幼稚園まで一定以上の距離があることを条件とする）。
- ・自家用車がご利用できない方用に、タクシー送迎等を実施。

（2）日野市らしい幼児教育・保育の在り方に関する検討結果

上記の閉園に伴い実施する支援策と合わせ、在り方検討委員会の報告書に記されている以下の項目については、幼児教育・保育連携推進プロジェクトチームが中心となり、日野市らしい幼児教育の具現化を目指し取組を進めていく。

参考：以下「在り方検討委員会」の報告書より抜粋

1. 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続に関すること

(1)幼児教育・保育連携推進 PT の取組充実

- ①横断的な課題について共有・意見交換を行う場や研修の場の設定
- ②アドバイザーによる保護者への情報提供、小学校に対する次年度のスタートカリキュラム策定支援など
- ③かけはし期に関する取組事例や、安心して小学校に入学できるようにするための参考資料の作成

(2)近隣に所在する園・学校の連携の充実

2. 特別な配慮を要する子ども、外国人等への支援に関すること

(1)子どもや園に対する支援の充実

- ①市の巡回支援の充実（保育カウンセラー等）
- ②園内での支援体制の構築支援

(2)幼児教育・保育連携推進 PT の取組充実

- ①支援児の受け入れや対応に関する情報交換・研修の充実
- ②合理的配慮や環境整備に係る具体的な対応に関する事例集・参考資料の作成

(3)特別支援に関する保護者等への相談機能の充実

3. 公立幼稚園の在り方など日野市らしい幼児教育・保育の実現に向けた方策に関すること

(1)公立幼稚園の今後の在り方

- ①未就園児の柔軟かつ定期的な受け入れ等の検討
- ②保護者への支援充実（放課後の預かり充実等）

(2)障害のある幼児も含め行き場のない子どもが生じないための方策

- ①保育所型認定こども園等の検討（保育園・幼稚園）
- ②私立幼稚園における受け入れ拡充に向けた支援の検討
- ③児童館等を利用した特別支援に関する相談機能の充実の検討

7 計画の推進

本計画を円滑に進めるため、園側との緊密な連携のもと、在園児の保護者・地域住民に丁寧な説明を行い、理解と協力を得ながら計画の推進を図っていくこととする。